質問第二九号昭和五十二年六月八日提出

伊達火力発電所パイプライン建設に伴う農業問題に関する質問主意書

右の 質問主意書を提出する。

昭和五十二年六月八日

提 出 者

小 Ш

玉 彦

茂 殿

衆

議

院

議

長

保

利

伊 達 火 力 発 電 所 パイプラ 1 ン 建 設 に 伴 う 農 業問 題 に 関 す る質 間 主 意 書

北 海 道 電力 株式会社 (以下、 北 電」という) の伊達火力発 電 所燃料。 パ イプライン (以下、 本件

イプライン」 という) 計 画 の進 行によるル | |-沿線 の農業 破壊が現 実の ものとなりつつあ á. 具体

的 に は、 農 業 振 興 地 域 \mathcal{O} 整 備 に 関 する法 律 (以下、「農 振 法 という) によ る農 業 振 興 地 域 指 定 解

除 農 地 法 に ょ る 農 地 転 用 事 前 審 査 及 び 土 地 改 良 法 12 係 る土 地 改 良 区 \mathcal{O} 用 水 路 工 事 等 が 関 係 行 政

諸 機 関 12 ょ 0 7 手 続 的 12 ŧ 内 容 的 に ŧ 違 法 不 当 12 取 り 扱 わ れ ることに ょ つて、 沿 線 農 民 12 営 農 上

 \mathcal{O} 不 安 を 抱 か せ、 陳 情 請 願 抗 議 等 \mathcal{O} 行 動 が 行 わ れ てきただけでなく、 パ イプライ ン に ょ る災

害の危険と環境破壊を引き起こそうとしている。

٢ 0 懸 念 に 基 づ き、 以 下 \mathcal{O} 諸 点 に つ 1 て 質 間 する。

農振法による農業振興地域指定解除について

(1) 本 件 パ 1 プラ 1 ン に 関 す る 農 振 法 に ょ る 農 業 振 興 地 域 指 定 解 除 に 0 7 て 伊 達 市 北 海 道

及 び 農 林 省 が 関 与 L た 諸 措 置 を、 日 付 件 名 根 拠 法 令 をそ れ ぞ れ 付 て 示 さ れ た 1

そ れ は、 次 \mathcal{O} 事 項 を 検 討 した上でのこと か。 (2)

農

林

省

は

本

年

五.

月 十

日

北

海

道

に

対

L

7

右

指

定

解

除

に

関する

内諾を与えたとされてい

るが、

パ イプラ イン に よる 営農 上 \mathcal{O} 支 障 0 有 無

パ イプラ 1 ン \mathcal{O} 安 全 性

(ウ)(イ)(ア) 沿 線 農 民 \mathcal{O} 抱 < 営 農 上 \mathcal{O} 不 安 \mathcal{O} 解 消

策

(3)

右 指 定 解 除 は、 本 件 パ イプ ラ 1 ン に 係 る 農 地 転 用 事 前 審 査 \mathcal{O} 内 示 (農 地 局 長 通 達 匹 六 農 地

В 第 五. \bigcirc \bigcirc 号、 第 \mathcal{O} 三 \mathcal{O} (三) \mathcal{O} イ に 規 定 さ れ て 1 る ŧ \mathcal{O} 以 前 12 なさ れ る べ きも \mathcal{O} か ま た、

伊 達 火 力 発電 所 建 設に伴う送電 用 鉄 塔 に係る指定 解 除 は 同 鉄 塔 に 係 でる農 地 転 用 許 可 以 前 に

なされた カゝ

(4)本 件 パ 1 プラ 1 設 置 を 目 的 と す る 立 坑 並 び に 1 ン ネ ル \mathcal{O} 建 設 が 農 業 振 興 地 域 伊 達 市 館

Щ 内 に 計 画 さ れ 7 1 る が そ れ 5 \mathcal{O} 建 設 に は 右 指 定 解 除 を 要 す る か

要 す る لح す れ ば 農 振 法 \mathcal{O} 目 的 に か W が み、 農 林 大 臣 は 当 該 <u>\f\</u> 坑 並 び に 1 ン ネ ル \mathcal{O} 建 設 工

事 並 び に 建 設 後 \mathcal{O} 保 全 管 理 に 関 す る 行 政 上 \mathcal{O} 権 限 لح 責 任 を 有 す る カン

ま た、 建 設 大 臣 は 右 権 限 لح 責 任 を 有 す る か 0 然 ŋ لح す れ ば そ \mathcal{O} 根 拠 法 令 を 示 され た

農 地 法 に ょ る 農 地 転 用 事 前 審 查 手 続 に 0 7 7

業 委 本 件 員 会 パ 1 に プラ 農 地 転 1 ン 用 事 \mathcal{O} 農 前 審 地 査 転 申 用 事 出 書 前 を 審 提 査 出 手 続 L と L 同 て、 委 員 会 北 電 は $\sum_{}$ は 昭 れ を 和 受 五. 理 + __ た 年 + 月 同 + 委 員 五 会 日 伊 は + 達 市 月 農

九 日 れ 12 抗 議 す る 市 民 を 警 察 12 逮 捕 せ L め 7 決 定 を 強 行 L + 月 + __ 日 胆 振 支 庁 に 意 見

書 を 進 達 L た。 ک れ に 対 L 7 + 月二 + 九 日 右 措 置 に 関 す る 措 置 請 求 が 九 + 六 名 ŧ \mathcal{O} 市 民 に

ょ つて なさ れ、 伊 達 市 監 查 委 員 会 は 昭 和 五 十 二 年 月 二 + 七 日 に 通 知 さ れ た 監 査 結 果 \mathcal{O} 中 で、

申 出 書 に 対する 同 委員 会の措置 が 農 地 局 長 通 達 回]六農地 B第五○○号) と異なる処理 であるこ

(1) 農林省

は、 北電による右申出書並びに伊達市農業委員会による右意見書を承知 して いる

か。

然 りとすれば、 知るに至つた経 過 (日付) 等) を根拠法令を添えて示されたい。

(2)右 局 長 通 達 は 玉 家 行 政 組 織 法 第 + 兀 条 たに基 づくも 0) か。

然 り とす ħ ば 農 地 転 用 手 続 に 際 L 7 は 右 局 長 通 達 は 遵守 さるべ きも

のか。

(3)本 件 パ 1 プライン \mathcal{O} 農 地 転 用 事 前 審 査 \mathcal{O} た め に な さ れ た 手 · 続 は 右 局 長 通 達 に 違 反 L て は

いないか。

然 り とするなら、 当該 申 出書並 びに意見書 は転転 用候補地の 選定の適否につい て判断する対

象となしうるか。

(4)当だ 用 農 \mathcal{O} لح 地 場 を 認 合 めら は、 転 用 す れ 事 る た 業 場場 場 者 合、 合 が 候 \mathcal{O} 事 初 補 め 前 地 て 審 \mathcal{O} 選 査 用 と 地 定 7 \mathcal{O} に う の 買 0 収 V 交渉 は、「二へ て あ に 5 入 カン クター るように ľ 8 農 林 ル を L 省 た لح 超 協 え とい る 議 L ような て、 うこと 大 用 カ 地 規 模 \mathcal{O} 選 \mathcal{O} 定 農 が 地 転 適

 \equiv 農地 法 に ょ る 農地 転 用 \mathcal{O} 許 可 基 準 に つ 1 て

本 件パ 1 プラ イン \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 農 地 転 用 事 前 審 査 申 出 書 に 係 る伊 達 市農 業 委 員 会 0 意 見 書 (昭 和

五. + _ 年 $\dot{+}$ _ 月 +日 担 振 支庁 に · 進 達 されたも 0 0 許 可 方 針 該 当事 項 は、 甲 種 農 地 について、

右 判 断 12 関 連 L 7 生 ľ てく る 以 下 \mathcal{O} 問 題 点 に 0 ١ ر て 質 間 す る。

市

街

化

調

整

区

域

に

お

け

る

農

地

転

用

許

可

基

準

 \mathcal{O}

第二の

__

0)

(2)

 \mathcal{O}

4

 \mathcal{O}

ア

に

該

当

するとしている。

(1) 本 件 パ イプ ラ 1 ン \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 農 地 転 用 が 農 林 次 官 通 達 兀 兀 農 地 В 第 \equiv 六 五. 号 0 第二 \mathcal{O} \mathcal{O}

(2) \mathcal{O} 4 0) ア に該当するとされ た場 合 は、 本 件 パ 1 プラ 1 \mathcal{O} 設 置 が 土 地 収 用 法 \mathcal{O} 適 用 を受け

ることと定められた事業であると判断されたと解して ょ 7 か。

(2)農 林 大 臣 は 電 源 開 発 調 整 審 議 会 以 下、 「電 調 審 とい . う 委員として、 伊 達 火 力 発 電 所 建 設

 \mathcal{O} た \otimes に 必 要 کے な る 土 地 に 関 す る 権 利 \mathcal{O} 調 整 12 関 与 た か

(3)伊 達 火 力 発 電 所 建 設 \mathcal{O} た 8) に 必 要とな る、 土 地 に 関 す る 権 利 \mathcal{O} 調 整 が 行 わ れ た年月日とそ

 \mathcal{O} 際 権 利 が 調 整 さ れ た 土 地 \mathcal{O} 所 在 地 拿 · 名 等) を示 さ れ た

ま

た、

右

以

外

に

権

利

 \mathcal{O}

調

整

を

必

要とす

る土

地

が

あ

れ

ば

併

せ

7

示さ

れ

たい

V

(4) 農 林 大 臣 は 本 件 パ 1 プ ラ 1 ン 建 設 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 土 地 に 関 す る 権 利 \mathcal{O} 調 整 \mathcal{O} 必 要 を 7 <u>つ</u>

か な る 方 法 で 承 知 L た か 知 る 12 至 0 た 法 令 根 拠 لح 共 12 示 さ れ た 1

(5)第 六 + 口 電 調 審 に お 1 7 本 件 パ 1 プラ 1 ン 建 設 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 土 地 に 関 す る 権 利 \mathcal{O} 調 整 が な さ

れたか。

否 「とす るな 5 本 件 パ 1 プ ラ 1 ン が 伊 達 火 力 発 電 所 \mathcal{O} 不 可 欠 な 構 成 部 分 で あ り な が ら、 本

件 .. パ イプライン 建 設 \mathcal{O} た 8 0 土 地 に . 関 す る 権 利 \mathcal{O} 調 整 が 伊 達 火 力 発 電 所 建 設 0) た め に 必 要と

な る 土 地 に 関 す る 権 利 \mathcal{O} 調 整 \mathcal{O} 部 とな 5 な V) 理 由 を示 ż れ た

兀 北 電 は 本 年 兀 月 末 か 5 五. 月 に か け 7 本 件 パ 1 プ ラ 1 ン ル 1 沿 線 住 民 に 対 メ] \vdash ル

当た り <u>ー</u> 万 円 余 \mathcal{O} 7 わ ゆ る 迷 惑 料を支払 つたことが 報 ぜ 5 れ 7 ١ ر る。

(1) 右迷惑 料 は 電 調 審 所 掌 事 務 のうち、 「土地に関する権 利 \mathcal{O} 調 整 に該当するものとし

て北

電により執行されたものか。

(2)あ る **(**) は、 右 迷 惑 料 は 電 調 審 所掌 · 事 務 0 うち、 「損失の 補償」 に該 当するも のとして北電

により執行されたものか。

(3)右 迷 惑 料 は 伊 達 火 力 発 電 所 建 設 費 \mathcal{O} う ち、 تلح \mathcal{O} 項 目 に . 当 た る ŧ 0) とし て支 出 さ れ た カン

右 迷 惑 料 に 関 す る 監 督 官 庁 \mathcal{O} 財 務 監 査 は、 1 つ・ 1 か な る方法 でなされ る \mathcal{O} か。 ま た 発 電

原価に算入されるべき性質の支出か。

(4)

伊達土地改良区の用水路工事について

五

十 は を 五. 承 た 北 認を 電 て、 日 に は 至 与 昭 館 えて つ 和 Ш て 下 五. 同 + 1 地 る。 工 区 事 年 に ک を 五. お 中 れ 月 1 て、 止 に + し、 基 づ 日 伊 さら き 達 に 北 用 土 に 電 地 水 本 は 改 路 年 同 敷 良 兀 + 区 \mathcal{O} 月 使 0) 月二 用 に 用 は、 願 水 + を 路 敷 原 七 提 に 状 日 出 に 本 口 し、 件 用 復 パ 水 工 同 1 事 路 九 を行 月 三 プラ 工 事 イン つ に 日 た。 着 ک 手 れ を L 埋 12 たが 伊 設 達 す 十二月 る 改 良 計 区 画

- (1) 農 林 大 臣 は、 土 地 改 良 法 所 轄 大 臣 とし て、 右 事 情 を 承 知 L て 7 る か
- (2)同 協 伊 定 達 は 土 昭 地 和 改 五 良 + 区 \mathcal{O} 年 右 + 承 月二 認 \mathcal{O} + 条 五. 件 第 日 三項 に 締 に「北 結 さ れ 電 7 が 7 北 る 海 道と 存 在 締 L 結 な L 1 た 協 協 定 定 を \mathcal{O} 条 遵 件 守」とあ として 実 るが、 質 的

財

産

処

分

を

行

うこと

は、

土

地

改

良

法

 \mathcal{O}

立

法

趣

旨

に

反

な

1

カゝ

(3)文 に 右 お 用 1 水 7 路 工 土 事 地 に 改 0 良法に基づく改良工事 V て、 伊 達 土 地 改 良 区 なので は 昭 和 協力されたい」 五 + __ 年 <u>+</u> 月二十 旨記 し、 兀 日 付 方 組 北 合 海 員 道 農 \mathcal{O} 地 依 開 発 頼

部管

理

- 指

導課長

は住

民

の質問に対する昭

和五十二年三月二十八日付回答書(管指第六三六号)

に お **,** \ て 北 電 が 行う補 償 工 事 と 記 L て 7 る。

右

用

水

路

工

事

が

土

地

改

良

法

に

基

づくとす

れ

ば、

北

電 は

工

事

実

施

 \mathcal{O}

資

格

! を 有

す

る

か。

- (イ) (ア) 右管指第六三六号に あ る 補 償 工 事 とは 何 を補 償 す るた め \mathcal{O} 工 事 か 北 電 によ つて営まれ

る電気事業によつて伊達改良区が被る損失を補償するため 0 ŧ \mathcal{O} か。

(ウ) 北 電 による右 補償 工 事 なるもの は電 気事業法及び土地改良法に係わらない 「私契約」 によ

る ŧ \mathcal{O} か。

(工) 北 電 に ょ る右補 償 工 事 なるも 0) は、 電気事業法 に 規定され る北電が 営 「む電 気事 , 業 の 一 部

を な す t 0 か。

右質 問 す る。